

平成２２年度
「運輸安全マネジメントに関する取組み」結果について
～輸送の安全に係る情報～



平成２３年７月９日



川崎市交通局

はじめに

「すべての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努める」ことを義務付けた『運輸安全一括法』が、平成18年10月に施行されました。

これを受け、川崎市バスでは、「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定し、輸送の安全性の向上に努め、お客様の安全を最優先とした、人にやさしいバスを目指しています。

本書は、旅客自動車運送事業運輸規則（国土交通省令）に基づき、川崎市バスが平成22年度に実施した輸送の安全に関する情報及び平成23年度の取り組みについて、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に係る情報などを公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目 次

	ページ
I 運輸安全マネジメントに関する取組み	4
1 輸送の安全に関する基本的な方針	
2 輸送の安全に関する目標	
3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
4 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
5 輸送の安全に関する重点施策	
6 安全統括管理者、安全管理規程	
 II 平成 22 年度の輸送の安全に関する情報	 6
1 平成 22 年度の事故削減目標と目標達成状況	
2 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計	
3 平成 22 年度の輸送の安全に関する取組み	
 III 平成 23 年度の輸送の安全に関する目標及び計画	 12
1 平成 23 年度の輸送の安全に関する目標	
2 目標達成に向けた取組み	
 IV 経路誤り等運行ミスについて	 16
1 運行ミスの発生状況	
2 運行ミスの防止対策	
3 今後について	



I 運輸安全マネジメントに関する取組み

1 川崎市交通局安全方針

「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

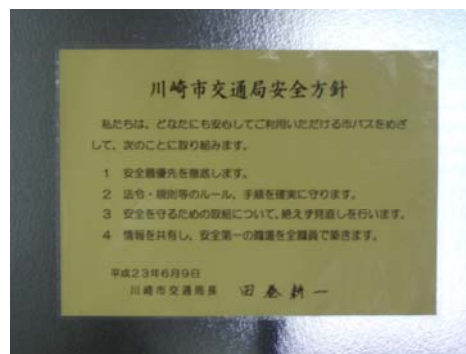
川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成18年10月 1日制定

平成23年 6月 9日改正



安全方針の掲示

2 輸送の安全に関する目標

＜中期的な目標（平成25年度の目標）＞

輸送の安全に関する中期的な目標を「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」最終年度である平成25年度末までに、平成16年度の有責事故(当方に過失のある事故)件数39件から、50%減の20件以下を目指します。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向けた責任ある組織体制について、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を別紙1(17ページ)のとおりに定めています。

4 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則に定める、重大事故、若しくは災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を別紙2(18ページ)のとおり定めています。

5 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

平成18年10月1日制定

6 安全統括管理者、安全管理規程

(1) 安全統括管理者

輸送の安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

自動車部長 三柴 信雄

(2) 安全管理規程

道路運送法第22条の2の輸送の安全に関する規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を別添のとおり定めています。



Ⅱ 平成 22 年度の輸送の安全に関する情報

1 平成 22 年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況

平成22年度

目標 有責事故(責任割合1%以上) 33件以下 (平成 21 年度 43 件の 10 件減)

責任割合 50%以上の事故 27件以下 (平成 21 年度 30 件の 3 件減)

結果 有責事故(責任割合1%以上) 32件

責任割合 50%以上の事故 27件

となり、いずれも目標を達成しました。

【事故件数の推移】

(単位:件)

	H18	H19	H20	H21	H22
全体事故件数	71	85	63	75	53
有責事故件数(責任割合 1%以上)	45	57	37	43	32
責任割合 50%以上の事故	35	36	23	30	27

【事故種別件数】 カッコ内は有責事故件数で内数

(単位:件)

事 故 種 別	H18	H19	H20	H21	H22
通行人接触	3 (3)	4 (3)	5(5)	5(5)	2(2)
乗り降り損じ	0 (0)	2 (2)	0(0)	1(1)	0(0)
車内事故	19(18)	14(14)	7(6)	7(6)	5(5)
衝突による乗客乗員負傷	7 (6)	5 (4)	10(3)	12(7)	11(8)
その他人身事故	0 (0)	1 (1)	1(1)	1(1)	1(1)
人身事故計	29(27)	26(24)	23(15)	26(20)	19(16)
自動車接触事故	40(16)	56(30)	38(20)	42(17)	32(14)
建設物接触事故	1 (1)	3 (3)	2(2)	5(5)	2(2)
その他物件事故	1 (1)	0 (0)	0(0)	2(1)	0(0)
対物事故計	42(18)	59(33)	40(22)	49(23)	34(16)
合 計	71(45)	85(57)	63(37)	75(43)	53(32)

【年間走行距離 10 万 km あたりの事故発生件数】 カッコ内は有責事故

	車両数 (両)	総走行距離 (千 km)	事故件数 (件)	10 万 km あたりの 事故発生件数(件)
18 年度	324	12,593	71 (45)	0.56 (0.36)
19 年度	324	12,518	85 (57)	0.68 (0.46)
20 年度	324	12,437	63 (37)	0.51 (0.30)
21 年度	324	12,436	75 (43)	0.60 (0.35)
22 年度	326	12,595	53 (32)	0.42 (0.25)

注 10 万 km 走行あたりの事故発生件数 算式=事故発生件数÷総走行距離×10 万 km

2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

〔国土交通省へ報告した重大事故件数〕

(単位:件)

	H18	H19	H20	H21	H22
重大事故件数	5	7	6	4	4

〔平成22年度重大事故の内容〕

事故発生日	発生状況	根拠規定
5月7日	バス停に停車中のバスに二輪車が追突し、二輪車の乗員が負傷 (無責事故)	第2条第3号
10月25日	停車時にブレーキをかけたところ、停車前に立ち上がり出口付近に歩き出した乗客が転倒し骨折	第2条第3号
12月17日	信号待ちで停車していた折、ブレーキから足を離してしまいバスが後退したので、あわててブレーキを作動させた際、停車時の動揺で着席していた乗客が負傷	第2条第7号
1月3日	右折する際に、対向車線から直進してきた二輪車に接触、その際ブレーキ時の動揺により、着席していた乗客が座席から落ちて負傷	第2条第7号

※ 第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの。(14日以上入院、又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)

※ 第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に11日以上治療を要する傷害が生じたもの。

〔国土交通省へ報告した車両路上故障件数〕

53件 (第2条第11号)

※ 第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

〔平成22年度車両路上故障 項目別〕

(単位:件)

原動機	10	走行装置	5	電気装置	13
動力伝達装置	9	緩衝装置	0	空調装置	0
制動装置	3	シャシ補助	11	乗車装置	2



3 平成22年度の輸送の安全に関する取組み

(1) 事故防止計画を策定し、次のとおり実施しました。

- ア 各月ごとに事故防止の主題と強調目標を設定し、職員へ徹底(毎月)
- イ 安全運転研修会の実施(13回、未受講者に対する補講の実施)
- ウ 非常用具・車椅子等取り扱い及び飲酒運転防止研修(16回、未受講者に対する補講の実施)
- エ 安全運行に関する統一調査の実施(日常点検実施状況等9項目の現況調査、毎月)
- オ 添乗による乗務観察の実施(合同査察、7回)
- カ 事故警報又は点呼指示事項の伝達及び職員への徹底(随時)
- キ 公共交通機関等におけるテロ対策の実施(毎日)
- ク 警察、消防機関等と連携したテロ対策訓練の実施(2回)
- ケ その他輸送の安全の確保に関する取組み



テロ対策訓練

(2) 事故防止に関する国土交通省、警察、神奈川県・川崎市の行政機関、日本バス協会等と連携して、次の各種運動に取り組みました。

- ア 春・秋の全国交通安全運動(春:4月6日～15日 秋:9月21日～30日)
- イ 夏の交通事故防止運動(7月11日～20日)
- ウ バス車内事故防止キャンペーン(7月1日～31日)
- エ 事業用自動車事故防止コンクール(6月1日～8月31日)
- オ 年末の交通事故防止運動(12月11日～20日)
- カ 年末年始自動車輸送安全総点検(12月10日～1月10日)

(3) 市バス独自の取組みとして、安全推進に関する運動を展開しました。

- ア 無事故運動(年2回 6月・2月)
- イ 安全運転に効果的なエコドライブの推進(通年)

(4) 輸送の安全に関する教育研修実績

- ア 全体研修
 - ・安全運転研修(再掲)
 - ・非常用具・車椅子等取り扱い及び飲酒運転防止研修(再掲)
 - ・エコドライブ・事故防止研修(6回)
 - ・市民(普通)救命士講習(3回)
 - ・経路誤り特別研修(鷺ヶ峰営業所2回、その他の営業所職員1回)
 - ・グループワーク研修(70回 全乗務員)

イ 個別研修

- ・事故惹起者への安全運転指導教育(7回)
- ・エコドライブ実地研修 (2回)
- ・運行ミス惹起者特別研修(32回)
- ・新規採用乗務員研修(7回)

ウ 運行管理者等研修

- ・営業所職員への運行管理者研修 (5回)
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講 (9人)
- ・運行管理者等一般講習の受講 (23人)
- ・リスクマネジメント講演会(1回)

エ 研修の充実に向けた取組み

- ・模範運転・模範点呼 DVD 作成
- ・模擬運転台の設置



研修用 DVD

(5) 運輸安全マネジメントに関する諸会議

交通局長等の経営トップが主体的に関与する次の諸会議を通じて、市バス事業全体の安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて見直し・改善を行いました。

- ・川崎市バス事業経営戦略会議(随時)
- ・輸送安全委員会(4回)
- ・市バス信頼回復緊急対策本部会議(10回)

(6) 交通事業管理者と現場代表による意見交換会

輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長と運転手、整備職員など営業所職員代表との意見交換会を行いました。(1回)

(7) 技能コンクールの実施

運転技術や接客能力の向上を図るとともに、市バス運転手としての使命感やプロ意識の醸成を目的として、平成23年1月23日に、「第1回川崎市バス運転技能コンクール」を開催いたしました。



技能コンクール

(8) 市バス営業所改革アドバイザーの設置

営業所の運行管理体制を見直し、運行管理業務の改善と運行管理者の指導を推進するため、路線バスの運行管理に豊富な経験と知識を有する第三者に検証や改善提案をいただくことを目的として、「市バス営業所改革アドバイザー」を平成23年3月1日に任命(任期1年)しました。

(9) 輸送の安全に関する内部監査

平成22年度分の内部監査については、経営トップ並びに鷺ヶ峰営業所を監査対象として、平成23年5月に実施しました。

「安全方針の周知」や「安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等」などについて指摘があり、このことを踏まえ、現在業務改善に取り組んでおります。

(10) 関東運輸局による巡回監査により指摘された事項等の改善

ア 平成22年8月18日、鷺ヶ峰営業所において巡回監査が行われ、「運転者に対する輸送の安全確保について指導監督が不適切であったこと」などについて指摘がありました。

特に、「運転基準図を基に運転者に対し適切に指導を行っていなかったこと」について、平成23年1月14日から平成23年2月2日までの20日間、事業用自動車1両の使用停止処分を関東運輸局長から受けました。

運転者等の教育にあたり、運転基準図を使用して適切に指導を行うよう業務を改善し、平成23年3月31日に関東運輸局長あて改善報告書を提出しました。

イ 平成23年1月13日、塩浜営業所において巡回監査が行われ、「運転者に対する輸送の安全確保について指導監督が不適切であったこと」や「停留所に運行系統の掲示を怠っていたこと」などについて指摘がありましたので、現在業務改善に取り組んでおります。

ウ 平成23年1月13日、管理委託を行っている上平間営業所において巡回監査が行われ、「運転者に対する輸送の安全確保について指導監督が不適切であったこと」や「営業所に、運行回数、始発及び終発の時刻、運転間隔時間、他の営業所及び主な停留所への運行所要時間についての掲示を怠っていたこと。」などについて指摘がありましたので、現在業務改善に取り組んでおります。



(11) 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行いました。

区 分	内 容
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス6両 最新規制適合バリアフリー対応バス36両
バス停留所施設の整備	停留所上屋12か所 照明付停留所標識20基
運行管理体制の改善	自動車運転手ハンドブックの作製 市バス営業所改革アドバイザーの導入(平成23年3月から)
輸送の安全に係る各種教育・研修等	適性診断の実施(ナスバネット他) 研修用DVDの作製 研修用機材の導入(モックアップ) 技能コンクール実施
安全機器類の導入・保守	連絡用PHS通信費 アルコールチェッカーの保守 ドライブレコーダーの購入(増車分)
総 額	1, 032, 261千円

(12) 平成22年度の取り組み総括

事故削減目標の達成に向けた取り組みについては、輸送の安全性の向上を目指し、平成21年度末に導入したドライブレコーダーを活用するなどの取り組みを行いました。その結果、有責事故（責任割合1%以上）については前年度と比較して11件減少し、新たに目標設定した責任割合50%以上の事故についても前年度と比較して3件減少し、いずれも事故削減目標を達成することができました。

今後も、運輸安全マネジメントの着実な取組みを展開し、事故のさらなる削減に努めるとともに、運行管理体制のさらなる改善と随時の見直しを行い、輸送の安全性の向上を図ってまいります。



Ⅲ 平成23年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成23年度の輸送の安全に関する目標

(1) 設定目標

平成22年度は、有責事故及び有責割合50%以上の事故とも、目標を達成することができましたので、さらなる削減を目指して目標を設定します。

有責事故については、平成22年度の実績から10%削減することを目指し、29件以下を目標とします。

有責割合50%以上の事故についても、10%削減することを目指し、24件以下を目標とします。

〔有責事故件数の推移〕

(単位:件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23 目標		H25 中期 目標
有責事故件数	45	57	37	43	32	29 以下		20
前年度比較	-2	12	-20	6	-11	-3		
責任割合50% 以上の事故件数	35	36	23	30	27	24 以下		

(2) 重点事項

ア 人身事故の削減

衝突による乗員・乗客負傷事故が依然として発生しているため、「車両特性及び安全確認の徹底による衝突事故防止」に重点を置いた取組みを行います。

また、平成19年度から全国規模で削減に取り組んでいる「車内事故」の防止について、引き続き取り組みます。

イ 対物事故の削減

駐停車車両等静止物に接触する事故が依然として発生しているため、「車両特性及び安全確認の徹底による接触事故防止」について重点を置いた取組みを行います。

2 目標達成に向けた取組み

(1) 職員の安全意識向上

自動車接触事故及び建設物接触事故の防止等、重点的取組みに向けた周知徹底を強化します。

(2) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

輸送の安全に関する教育及び研修等については次のとおりとし、研修用DVD、自動車運転手ハンドブック、実車及び模擬運転台等を活用して、効果的かつ実践的に実施します。

特に今年度については、運行管理者による乗務員研修を充実させ、営業所の実情に合った研修を行います。

ア 全体研修

- ・安全運転研修(春・秋の法令講習会等)
- ・ヒヤリハット研修
- ・非常用具・車椅子等取り扱い講習
- ・飲酒運転防止研修
- ・エコドライブ研修
- ・高齢者疑似体験研修
- ・グループワーク研修
- ・市民(普通)救命士講習
- ・その他運行管理者による乗務員研修



グループワーク研修

イ 個別研修

- ・事故惹起者への安全運転指導教育
- ・エコドライブ実技研修
- ・添乗観察結果を活用した特別指導訓練

ウ 運行管理者等研修

- ・営業所職員への運行管理研修及び運行管理者一般講習の受講
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講の促進
- ・運行管理者研修

(3) 情報の共有化

事故の分析及びヒヤリハット情報の収集を行い、情報の共有を図るとともに、共有化した情報を研修等に活用して、事故の削減に取り組みます。

また、輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長と運転手、整備職員など営業所職員代表との意見交換会を行います。



意見交換会

(4) 一般適性診断の活用

一般適性診断の結果をもとに、運行管理者による個別指導を行い、安全運行に活かします。

(5) 職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診を促すとともに、定期健康診断後にフォローアップ及び産業医による個別指導を行います。

(6) 各種キャンペーンの実施

関係機関と連携した各種キャンペーンに積極的に参加するとともに、交通局独自の「無事故運動」を実施します。また、危機管理対策として、警察や消防機関と連携した実地訓練を実施します。



各種キャンペーンへの参加

(7) 輸送の安全に関する内部監査の実施

平成23年度は、本局及び営業所について、それぞれ1箇所以上実施します。

(8) 運行管理体制の充実・強化**ア 運行管理体制の充実**

経営戦略会議等を活用して、定期的に経営トップによるマネジメントレビューを実施し、運行管理体制を評価し、必要に応じて見直しや改善を行います。

「市バス営業所改革アドバイザー」による点検や改善提案に基づき、運行管理体制の課題を抽出して、業務の改善につなげます。

また、内部監査を着実に行之、運行管理体制の改善に向けて自主的な取り組みを行います。

イ 職員の意識向上

より実践的な研修を行い、コンプライアンスを重視した運行管理意識、安全意識の向上に取り組みます。また、技能コンクールを開催し、市バス運転手としての使命感やプロ意識の醸成を図ります。

(9) 輸送の安全に関する予算等の計画

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。

区 分	数 量
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス6両 最新規制適合バリアフリー対応バス31両
バス停留所施設の整備	停留所上屋10か所 照明付停留所標識20基
輸送の安全に係る各種教育研修等	全乗務員対象及び個別教育・研修(特に運行管理者による乗務員研修の充実)、技能コンクール実施、適性診断等
運行管理体制の改善	市バス営業所改革アドバイザーによる検証や改善提案、内部監査の実施
安全機器類の導入	車内運行情報管理システムの導入
安全機器類の保守	アルコールチェッカー、ドライブレコーダーなど安全機器類の保守
総 額	1,293, 401千円

(10) 添乗観察の一部民間委託による充実

これまでの局職員による添乗観察に加えて、民間委託による添乗観察を新たに導入して、指導監督を徹底するとともに、添乗観察結果が優れている場合は人事評価制度で加点要素とするなど、運転手等のレベルアップを図ります。

(11) 人事評価制度の評価基準の見直し

やる気の醸成を図りヒューマンエラーを抑制することを目的として、職務に精励している度合いに応じて、人事評価の加点・減点を行う評価基準をより明確化します。



IV 経路誤り等運行ミスについて

1 運行ミスの発生状況

平成22年度は、経路誤りを始めとする運行ミスが頻発し、過去2年間と比べて、大幅に増加しました。

〔運行ミスの発生件数〕

	H20	H21	H22
経路誤り	4件	11件	58件
その他	1件	0件	14件
計	5件	11件	72件

2 運行ミスの防止対策

こうした状況を打開するために、次の対策に取り組みました。

(1) 市バス信頼回復緊急対策本部会議の開催（再掲）

交通局長を議長とし、本局や営業所の事務職員、ベテラン運転手、労働組合役員、営業所委託先事業者社員で構成する「市バス信頼回復緊急対策本部会議」を設置して、さまざまな再発防止策を策定しました。

(2) 車内放送の改善

(3) 要注意交差点手前での行き先アナウンスの実施

(4) 指定交差点手前停留所における一時停車と運行表確認の徹底

(5) 運行表の表示内容改善

(6) 方向幕確認ミラーの設置

(7) 出庫前点呼時における経路指導の徹底

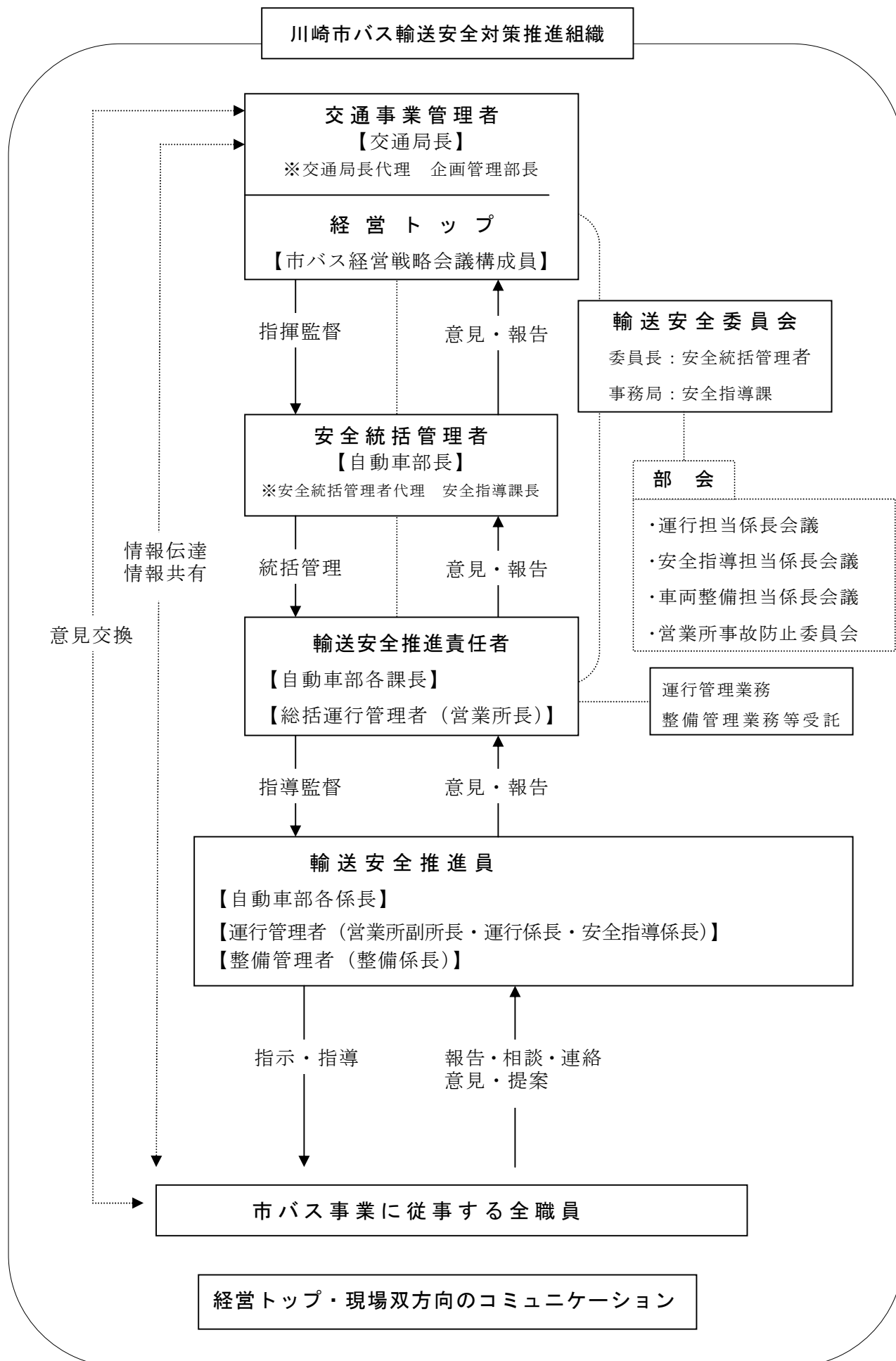
(8) グループワーク研修（再掲）

3 今後について

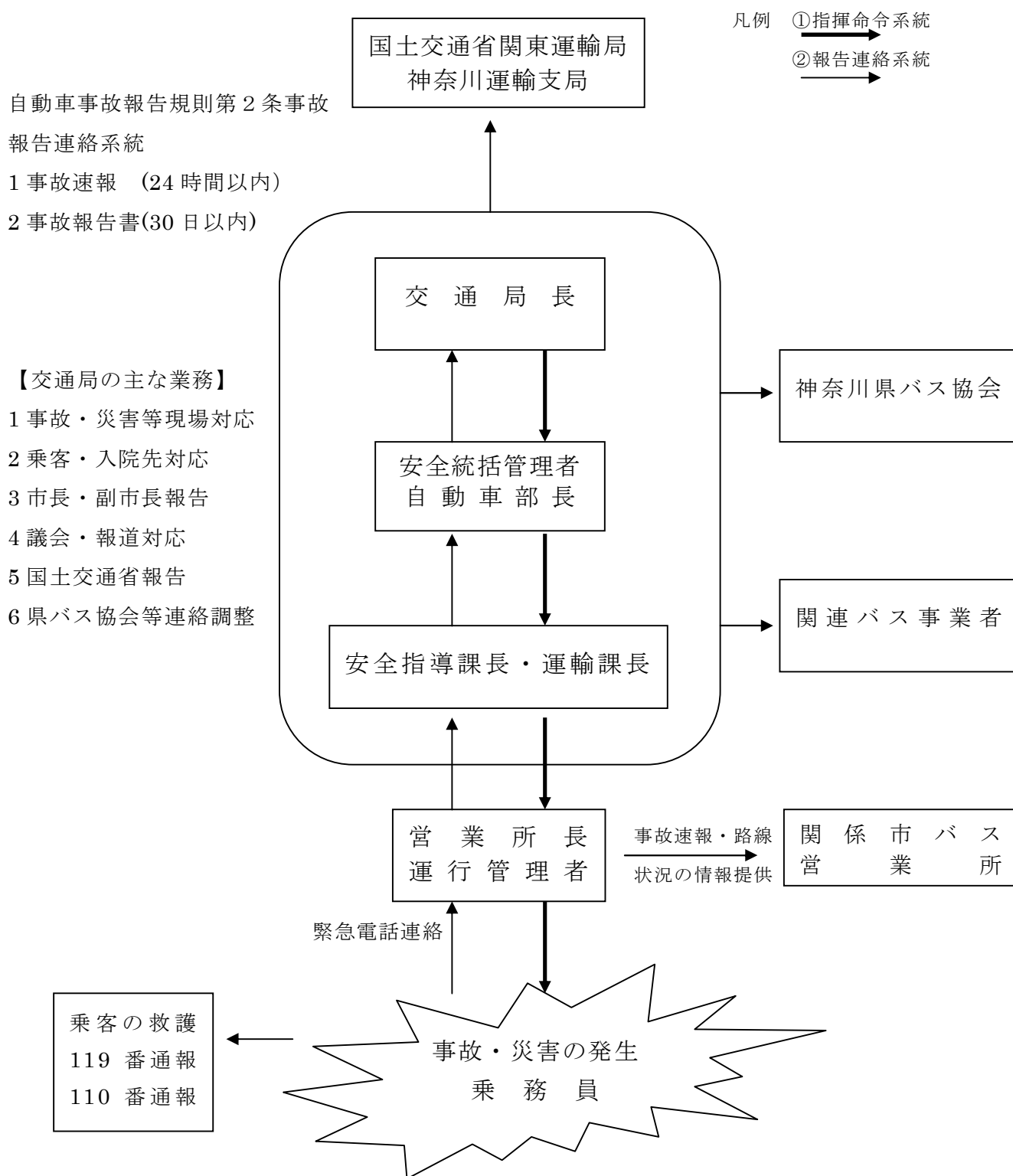
平成22年度には、上記の再発防止対策を講じ、一定の効果がありましたが、いまだに発生が続いており、お客様に御迷惑をおかけしていることから、平成22年度の対策を徹底するとともに、新たな取組みを行い、経路誤りを始めとする運行ミスの防止に向け努力してまいります。



輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全指導課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。